

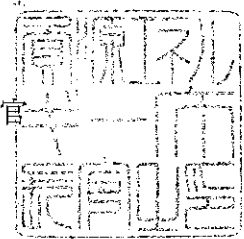
経済産業省

平成16・12・10資庁第8号

簡易ガス事業ガス料金算定要領を次のように制定する。

平成17年2月3日

経済産業省資源エネルギー庁長官



簡易ガス事業ガス料金算定要領

目次

- 第1章 総則
- 第2章 供給約款料金
- 第3章 選択約款料金
- 附則
- 様式

第1章 総則

第1 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第37条の7第1項において準用する法第17条第6項並びにガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第86条第2項、第86条の3、第86条の4第1項第4号、第86条の5第1項第2号及び同条第2項第3号並びに簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第44号。以下「算定規則」という。）の規定の適用に当たっては、この要領の定めるところによる。

第2章 供給約款料金

第2 施行規則様式第14（法第37条の7第1項において準用する法第17条第1項の供給約款変更認可申請書）及び様式第14の2（法第37条の7第1項において準用する法第17条第4項の供給約款変更届出書）中、変更の内容の欄に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 新旧供給約款料金の適用区分並びに基本料金（単位：円）及び従量料金単価（単位：円/m³）。ただし、使用量区画別料金を適用している供給地点群の場合は、使用量区画及び区画別基準料金（円又は円/m³）。
- 2 新旧の供給約款料金及び小口部門（供給約款料金と選択約款料金）の平均単価並びに改定率。この場合において、新旧の平均単価、改定率及び料金収入の算定式は、次のとおりとする。

供給約款料金の平均単価	新	(届出) 供給約款料金原価
		原価（原資）算定期間中の供給約款ガス販売量

	旧	$\frac{\text{(届出) 供給約款料金の変更前料金収入(※)}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の供給約款ガス販売量}}$
小口部門の平均単価	新	$\frac{\text{小口部門の料金原価}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の小口部門のガス販売量}}$
	旧	$\frac{\text{小口部門の変更前料金収入(※)}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の小口部門のガス販売量}}$
改定率 (パーセント)		$\frac{\text{(新) 平均単価}}{\text{(旧) 平均単価}} \times 100 - 100$

(※) 変更前料金収入	料金種別ごとに以下の式により算定された額の合計額とする。 基本料金 [変更前] × $\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の延調定件数その他の需要想定}}{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}$ + 従量料金単価 [変更前] × $\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}$
使用量区画別料金の場合	料金種別ごとに以下の式により算定された額の合計額とする。 最低使用量料金 [変更前] × $\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の延調定件数}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の延調定件数}}$ + $\frac{\text{区画別使用量}}{\text{料金単価 [変更前]}} \times \frac{\text{原価(原資)算定期間中のガス販売量}}{\text{原価(原資)算定期間中のガス販売量}} - \frac{\text{最低使用量}}{\text{延調停件数}}$

第3 算定規則別表第1から別表第3において「供給地点群の規模その他の条件により供給地点群ごとに差異が生ずるとき」とは、供給地点群の規模、気温等による差異、原料が圧縮天然ガスの場合、原料が液化石油ガスであって貯槽又は気化装置を設置する場合、企業規模等からみて労務費（賃金水準）が著しく異なる場合等をいう。

第3章 選択約款料金

第4 施行規則第86条の4第1項第4号に規定する選択約款料金の算定に当たっては、以下の規定によるものとする。

1 総括原価準拠方式による種別選択約款料金の算定

- (1) 総原価又は届出上限値の算定により供給約款料金を算定するときと同時に選択約款の各種の料金（以下「種別選択約款料金」という。）の料金表を設定する場合にあっては、設定しようとする種別選択約款料金ごとの収入見込額を想定ガス販売量から算定し、すべての種別選択約款料金の収入額（2に規定する方法により設定する選択約款の料金収入を除く。以下同じ。）の合計が選択約款料金原価又は選択約款届出上限値（変更前の種別選択約款料金の収入額の合計から算定規則第13条第2項に規定する選択約款料金引下げ原資を差し引いた額）と一致するように設定するものとする。
- (2) 総原価又は届出上限値の算定により供給約款料金を算定するとき以外のときに種別選択約款料金を設定する場合にあっては、直近の総原価の算定により供給約款料金を変更した時の小口部門の機能別原価の項目ごとに当該機能別原価の項目の額を、各項目に応じた算定規則別表第5に掲げる配分基準における算定諸元であって小口部門に係る値で除した値（以下「原単位」という。）に、当該種別選択約款の算定諸元を乗じることに

より、当該種別選択約款料金の原価を算定し、これを回収する料金として料金表を設定する。

2 ネットレベニューテスト方式による種別選択約款料金の算定

- (1) 1 (1) 及び (2) の規定にかかわらず、種別選択約款料金は、一定期間（以下「費用回収年数」という。）において当該種別選択約款料金の設定によって新たに生じる年間の収入の増加分（以下「予想収入」という。）が費用の増加分（以下「予想費用」という。）を上回る又は収入の減少分（以下「負の予想収入」という。）が費用の減少分（以下「負の予想費用」という。）を下回るものとして算定することができる。
- (2) (1) に規定する費用回収年数は、5年以内の期間とする。
- (3) 1 (1) に規定する種別選択約款料金の算定と同時に、既に (1) に規定する方法により算定した種別選択約款料金の算定を改めて (1) に規定する方法により行う場合には、次のとおりとする。
 - ① 既に収入実績が費用実績を上回っている場合、又は負の収入実績が負の費用実績を下回っている場合にあつては、施行規則第86条の5第2項第3号ロの規定に基づき提出する収支予測書を新たに作成して、第5の添付書類として提出するものとする。
 - ② ①以外の場合にあつては、収支予測書に記載された収支予測であつて、費用回収期間の残りの期間のものについて必要な見直しを行い、第5に規定する添付書類として提出するものとする。

3 1又は2の規定により選択約款料金を設定した場合は、これを様式第1の選択約款料金原価（又は選択約款届出上限値）と料金収入の比較表に整理する。

4 算定規則第16条の規定は、選択約款料金（2の規定により算定するものを含む。）に準用する。この場合において、選択約款料金の基準平均原料価格は、原則として供給約款料金の基準平均原料価格を用いる。

第5 添付書類

- 1 第4の1 (1) の規定により算定した種別選択約款料金を届け出しようとする簡易ガス事業者が、施行規則第86条の5第1項第2号イ及び同条第2項第3号イ中「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類」の規定により提出すべき書類は、様式第1及び様式第2とする。
- 2 第4の2 (1) の規定により算定した種別選択約款料金を届け出しようとする簡易ガス事業者が、施行規則第86条の5第1項第2号ロ及び第2項第3号ロ中「イ以外の方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類」の規定により提出すべき書類は、様式第2とし、同号に規定する様式第14の4の収支予測書と併せて提出するものとする。

附 則

1. この要領は、平成17年2月3日から施行する。
2. 簡易ガス事業ガス料金算定要領（13資電部第37号。以下「旧要領」という。）は廃止する。
3. この要領の施行前に旧要領の規定によってした手続きその他の行為は、この要領の施行後もなおその効力を有する。

様式第 1

選択約款料金原価（又は選択約款届出上限値）と料金収入の比較表

選択約款料金原価 (選択約款届出上限値) (円) (a)	想定ガス販売量 (m ³) (b)	平均単価 (円/m ³) (a/b)	想定料金収入 (円)

(注) 想定ガス販売量及び想定料金収入は、様式第 2 に掲げる種別選択約款料金の中のネットレベニューテスト方式によるものを含まないものとする。

様式第2

選択約款料金種別一覧表

種別選択約款 料金の名称	料金の内容	〔設定・ 変更の 別〕	実施期日	算 定 方 法 (総括原価準拠方式又は初 歩ニューテス方式による場合 はその旨を記載する。)	備 考

- (注) 1. 料金の内容は、対象となる需要家及び当該料金の特徴を記載すること。
 2. 料金の内容を変更した場合は、変更箇所の下線を付すこと。